北海道運輸局公示第56号 (令和6年1月25日最終改正)

個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新事案等の審査及び取扱基準

個人タクシー事業の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可に付された期限の更新、代 務運転制度、休止・廃止の審査及び取扱基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本 光夫

記

I 許可等に付した期限の更新の処理について

個人タクシー事業の許可(平成14年1月31日までの免許を含む。以下同じ。) 並びに譲渡譲受又は相続の認可(以下「許可等」という。)の際に許可等に付した期限(以下「許可期限」という。)の更新(以下「期限更新」という。)は、次に定めるところにより行う。

なお、前回の期限更新の際に付した期限の更新についても本規定を準用する。

1 期限更新の手続き

- (1) 北海道運輸局長に対して別途定める「個人タクシー事業の許可等に付された期限の更新申請書」(以下「申請書」という。)を管轄する運輸支局を経由して 正副各1通を提出すること。
- (2)運輸支局への提出期限は、許可期限の満了する日(以下「満了日」という。) の2ヶ月前までとする。
- (3) 申請書には、次の書類を添付すること。
 - ① 自動車運転免許証の写し(表裏両面)
 - ② 自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書(申請日前1ヶ月以内のものであり、かつ、過去5年間分が証明されているもの)
 - ③ 事業用自動車の自動車検査証記録事項の写し
 - ④ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入していることを証する書面の写し
 - ⑤ 法令遵守(道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条の欠格事由及び2(3)の期限更新を認めない場合に該当しない旨)に係る宣誓書

⑥ 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受 診したことを証する書面(申請日前6ヶ月以内に受診したもの)

なお、平成14年8月1日以降を期限更新日(許可期限が満了する日の翌日をいう。以下同じ。)とする申請で、当該期限更新日において年齢が満65歳以上の者にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた高齢者に対する適性診断(以下「適齢診断」という。)を受けていることを証する書面(年齢が満75歳以上の者にあっては、当該適齢診断に係る適性診断書)。

また、平成17年8月1日以降を期限更新日とする申請で、前回の期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳、かつ、更新後の許可期限を5年後とされた者については、これに加え、年齢が満65歳に達した日以降2年以内において適齢診断を受けたことを証する書面

- ⑦ 保健所又は病院等において、視力(裸眼、矯正)、聴力、血圧、循環器、胸部疾患、心臓疾患、既往症の有無、運転業務の可否に係る診断を受けたことを証する書面(申請日前6ヶ月以内のもの(別紙参考))
- ⑧ 営業所及び自動車車庫の使用権原に係る宣誓書
- ⑨ 事業用自動車の写真(申請日前1ヶ月以内に撮影された、表示等が確認できるカラー写真とする。)

2 期限更新の審査及び可否の判断等

(1) 期限更新の審査

1(3)の添付書類等により、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日(以下「期限更新決定日」という。)までの期間(以下「審査期間」という。)における事業の実施状況及び法令違反行為の有無等を審査する。

(2) 期限更新を認める場合

別表に定めるところのいずれかに該当する者については、更新後の許可期限 を付した上、期限更新を認めるものとし、期限の変更通知書を交付するととも に、①~④の必要な措置を講じる。

ただし、平成14年2月1日以降に許可等を受けた者に付す更新後の許可期限は、当該事業者の満75歳の誕生日の前日(「個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第55号。以下「審査基準」という。)」 II 10(2)により許可を受けた者は満80歳の誕生日の前日)を超えない日とする。

① 事業計画が確保されていないことが明らかな者、利用者からの苦情が多い 者等特に悪質な者(以下「悪質事業者」という。)に対しては、必要に応じて 事業計画に定める業務の確保命令又は事業改善命令を発動するほか、別表の 定めよりさらに短縮した期限を付す。

なお、当該短縮した期限を付す場合は、期限の変更通知書に期限を短縮した理由を付記する。

- ② 別表のA③ (ホ及びへを除く。次のB③、C②及びD②で適用する場合においても同じ。)、B③、C②及びD②のいずれかに該当する者又は悪質事業者に対しては、期限更新日から6ヶ月以内に北海道運輸局等が主催する研修(北海道運輸局が認める事業者団体の研修を含む。)を受けるものとし、その旨を期限の変更通知書に付記する。
- ③ 平成14年1月31日現在における個人タクシー事業者(以下「既存事業者」という。)に対しては、既に当該許可等に付されている条件を審査基準Ⅲ2(1)~(12)に変更するものとし、その旨を期限の変更通知書に付記する。
- ④ 期限更新日における年齢が満63歳又は満64歳であって、更新後の許可期限を5年後とする者に対しては、年齢が満65歳に達する日から2年を経過する日までの間に適齢診断を受診するものとし、その旨を期限の変更通知書に付記する。
- (3) 期限更新を認めない場合 次のいずれかに該当する場合には、許可期限の更新を認めない。
 - ① 許可等に付した条件により、許可等を取り消すべき事由又は許可期限の更 新を行わないこととする事由に該当している場合
 - ② 代務運転者を使用している場合で、代務期間を1年間継続した後も特段の 事情(回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等) がなく運転業務に従事できない場合
 - ③ 既存事業者で、平成14年2月1日以降、審査基準Ⅲ2(2)なお書きの場合に該当したことがある場合
 - ④ 期限更新後の許可期限が5回以上連続して1年(別表のA③(ホ及びへを除く。次のB③、C②及びD②で適用する場合においても同じ。)、B③、C②及びD②のいずれかに該当する場合に限る。)となることが明らかである場合

(4) その他

概ね過去1年間において特段の事情がなく事業を実施していない者に対しては、事業廃止の届出を行うよう指導する。

また、既存事業者で適齢診断・健康診断の結果により個人タクシーの営業に 支障があることが明らかな場合及び特段の事情がなく稼働率が著しく低い場 合には、これらの者に対して必要な業務の見直しに関する勧告を行う。

なお、勧告に応じた見直しが行われない場合には、必要に応じて公表を行う。

Ⅱ 代務運転制度について

個人タクシーの代務運転制度は、事業者本人が病気又は負傷等(以下「傷病等」という。)により、自ら事業を遂行できない場合において、当該事業者及び家族の当面の生活の安定を確保するため、一定期間に限って当該事業用自動車を他人に運転させ事業を継続することを認める特例措置として、これまで特別に認めてきたものである。

本制度については、道路運送法の改正による需給調整規制の廃止に伴い事業継続 義務がなくなること及び運用の如何によっては個人タクシーの趣旨になじまない 事態を惹起する可能性もあること等から、慎重に取り扱う必要があると考えられる が、現段階においては本制度が定着していること等を考慮し、引き続き当分の間、 本制度を認めることとし、次に定めるところにより厳正かつ適正な運用を行う。

1 承認方法

代務運転者を使用しようとする事業者からの申請に基づいて、当該事業者の許可等に付された条件のうち「他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない」旨の条件を一定期間変更(以下「代務運転に係る許可条件変更」という。)することにより行う。

2 承認要件

代務運転者を使用しようとする事業者及び代務運転者のいずれもが、次のそれ ぞれの要件のすべてを満たしている場合に限って承認する。

- (1)代務運転者を使用しようとする事業者(以下Ⅱにおいて「事業者」という。) の要件
 - ① 傷病等によって入院・療養が必要なため、自ら運転業務に従事できないことが、医師の診断書により明らかであること。
 - ② ①により、当該事業者が運転業務に従事することができない結果、個人タクシー事業以外に収入の途がないため、医療費を含めた生計の維持が著しく困難であることが認められること。
 - ③ ①の原因となった負傷が、自らの重大な法令違反行為が原因で生じた交通 事故によるものではないこと。
 - ④ 申請時において、年齢が75歳未満であること。

(2) 代務運転者の要件

- ① 申請時において、年齢が65歳未満であること。
- ② 有効な第二種運転免許証(普通免許、中型免許又は大型免許に限る。)を有 していること。
- ③ 申請に係る営業区域において、タクシー又はハイヤーの運転を職業とした期間(個人タクシーの代務運転者であった期間を含む。)が、申請日を含み申請日前(以下「申請日以前」という。)5年以内に3年以上である者。
- ④ タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録

を受けていること。

⑤ 法令遵守状况

- イ 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去 にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてそ の処分期間が終了していること。
 - (a) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の違 反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
 - (b) 道路交通法の違反による運転免許の取消し処分
 - (c) タクシー業務適正化特別措置法に基づく登録の取消し処分及びこれに 伴う登録の禁止処分
 - (d) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第5 7号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - (e) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - (f) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送 事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別 措置法(平成21年法律第64号)に基づく輸送施設の使用停止以上の 処分
 - (g) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消し を受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発 生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の 規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
 - ロ 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数(同法の違反により付される点数)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。ハ イ又は口の違反により現に公訴を提起されていないこと。

⑥ 事業計画

事業者の事業計画を確実に遂行できるものであること。

3 代務運転に係る許可条件変更の手続

北海道運輸局長に対して「個人タクシー事業の代務運転に係る許可条件変更承認申請書」及び添付書類を管轄する運輸支局を経由して正副各1通を提出するこ

4 承認する期間

(1) 代務運転に係る許可条件変更の承認期間は6ヶ月を限度とし、承認の際に期限を付す。

なお、当該承認期間については、当初承認が行われた日から1年間までの範囲において更新できる。

- (2) 承認が行われた日から1年を経過した場合において、特段の事情(回復の見込みが明らかであり、なお若干の療養が必要である場合等)がある場合に限り、 (1) の承認期間を更新する。
- (3) 当該承認期間内であっても、事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったときは、当該承認の期間は終了する。

5 承認の処理

代務運転に係る許可条件変更の承認をしたときは、事業者に対して次の条件を付した承認書を交付する。

- (1) 代務運転者以外の者に、当該事業用自動車を営業のために運転させてはならないこと。
- (2)代務運転者が運転業務に従事する際には、タクシー業務適正化特別措置法に 基づく登録実施機関が交付する運転者証を車内に表示しなければならないこ と。
- (3) 承認期間内は、事業者が運転業務に従事してはならないこと。
- (4) 代務運転者は、北海道運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事情がない限りこれに応じること。
- (5) 承認期間内に事業者の傷病等が治癒し、事業者が運転業務に復帰することが可能となったときは、速やかに代務運転に係る許可条件変更の解除届を北海道運輸局長に対して管轄する運輸支局を経由して正副各1通を提出し、事業者は運転業務に復帰しなければならないこと。
- (6)事業者が死亡又は事業の廃止等により個人タクシー事業者でなくなったとき は、承認期間が終了するものであること。
- 6 代務運転に係る許可条件変更の承認の取消

次のいずれかに該当する場合は、代務運転に係る許可条件変更の承認を取り消す。

- (1) 代務運転者以外の者に当該事業用自動車を営業のために運転させた場合
- (2) 代務運転者が、2(2)②又は④の要件に適合しなくなった場合

Ⅲ 事業の休止及び廃止について

個人タクシー事業者に係る道路運送法第38条第1項の規定(以下「法の規定」 という。)による手続きについては、1人1車制という特殊性に鑑み、次に定めると ころによる。

1 事業の休止

以下のとおり取り扱う。

- (1) 休止期間が30日以内の場合 運転日報に明記すること。
- (2) 休止期間が30日を超える場合 法の規定に基づき事業休止届出書を北海道運輸局長に対して管轄する運輸 支局を経由して正副各1通を提出すること。

2 事業の廃止

事業を廃止しようとする場合は、法の規定に基づき廃止しようとする日から3 0日前までに事業廃止届出書を北海道運輸局長に対して管轄する運輸支局を経由して正副各1通を提出すること。

附則

この公示は、平成14年2月1日以降に申請等を受け付けたものから適用する。

- 附 則(平成14年11月29日付け北海道運輸局公示第53号) この公示は、公示の日から適用する。
- 附 則(平成17年4月28日付け北海道運輸局公示第15号) この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するも のとする。
- 附 則(平成17年9月28日付け北海道運輸局公示第47号) この公示は、平成17年12月31日を許可等に付された期限とする更新申請事 案から適用するものとする。
- 附 則(平成17年12月22日付け北海道運輸局公示第59号) この公示は、平成18年3月31日を許可等に付された期限とする更新申請事案 から適用するものとする。
- 附 則(平成20年9月25日付け北海道運輸局公示第63号) この公示は、公示の日から適用する。

- 附 則(平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第87号) この公示は、平成26年1月27日以降に処分を行うものから適用するものとす る。
- 附 則(平成27年9月18日付け北海道運輸局公示第27号)
- 1 この公示は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 この公示適用の際、現にタクシー事業者に雇用されている者でタクシー運転者と して選任されているものにかかる申請については、平成28年3月31日までの間、 なお従前の例によるものとする。
- 附 則(平成28年12月20日付け北海道運輸局公示第66号)

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

ただし、Ⅲ1及び2については、平成29年1月19日以降に休止又は廃止する ものについて適用し、平成29年1月18日以前の休止又は廃止しようとするもの については、なお従前の例とする。

- 附 則(令和3年3月19日付け北海道運輸局公示第73号) この公示は、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則(令和4年3月31日付け北海道運輸局公示第70号) この公示は、令和4年4月1日から適用する。
- 附 則(令和5年8月7日付け北海道運輸局公示第38号) この公示は、令和5年8月7日から適用する。
- 附 則(令和6年1月25日付け北海道運輸局公示第91号) この公示は、令和6年1月25日から適用する。

個人タクシー事業の期限更新基準表

1 法令違反行為等の状況による更新後の許可期限の判断

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の 許可期限
A 5年	(1) ③に該当しない者で、期限更新決定日以前の3年間に	5 年後
•	おいて無事故無違反であり、かつ、その前の2年間にお	, ,,,,
	ける道路交通法の違反が1回以下で当該違反が反則点	
	3点以下である者	
	② ①及び③に該当しない者	3年後
	③ 次のいずれかに該当する者	 1 年後
	イ 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若	
	しくは4回以上の道路交通法の違反がある者	
	ロ 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告	
	書、輸送実績報告書、その他道路運送法及びこれに基	
	づく法令に基づき提出すべき書類が正当な理由なく	
	未提出となっている者	
	ハ 道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上	
	の行政処分を受けた者又は行政処分に係る事業改善	
	が的確に行われていない者	
	二 正当な理由がなく本文 I.2.(2)②に規定する研	
	修を受けなかった者	
	ホー期限更新日まで代務運転者を使用している者	
	へ 期限更新日まで事業を休止している者	
	ト 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に基	
D 2/5	づき受診すべき適性診断を受診していない者 ① ②に該当しない者で、無恵が無清与である者	
B 3年	① ③に該当しない者で、無事故無違反である者 ② ①及び③に該当しない者	5年後 3年後
	2 ①及び⑤に該当しない名	3 +1友
	③ 次のいずれかに該当する者	1 年後
	イ 道路交通法違反による反則点の合計が4点以上若	
	しくは3回以上の道路交通法の違反がある者	
	ロ A③の口~トのいずれかに該当する者	
C 2年	① 次のいずれにも該当する者	3 年後
	イ 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違	

審査期間	審査期間における法令違反行為等の状況	更新後の 許可期限
	反であり、かつ、その前の1年間における道路交通法	
	の違反が1回以下で当該違反が反則点3点以下の違	
	反である者	
	ロ ②の口に該当しない者	
	② 次のいずれかに該当する者	1 年後
	イ ①のイに該当しない者	
	ロ A③のロ~トのいずれかに該当する者	
D 1年	① ②に該当しない者	3 年後
	② 次のいずれかに該当する者	1 年後
	イ 道路交通法の違反がある者	
	ロ A③のロ~トのいずれかに該当する者	

(適用)

- 1 反則金の納付のみを命ぜられた違反については、反則点3点以下の違反に相当する道路交通法の違反として取り扱う。
- 2 期限更新決定日以前の1年間において無事故無違反であって、期限更新決定日の1年前以前における道路交通法の違反が1回である者については、当該違反が 反則点1点以下である場合(併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。)又 は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみ なす

2 高齢者に係る更新後の許可期限の判断

期限更新日における年齢が満65歳以上の者については、1によって判断された 期限が、次表による年齢区分に応じた期限以後となる場合には、次表による期限を 更新後の許可期限とする。

年 齢 区 分	更新後の許可期限
65歳以上73歳未満	3年後
73歳以上75歳未満	2 年後
7 5 歳以上	1 年後